

| 令和8年度鞍手町議会第1回臨時会議録（第1号） |                    |           |      |         |         |      |
|-------------------------|--------------------|-----------|------|---------|---------|------|
| 招集場所                    | 鞍 手 町 役 場 議 事 堂    |           |      |         |         |      |
| 開閉会<br>日時及び宣告           | 開 会 開 議            |           |      | 議 長     |         |      |
|                         | 令和8年1月22日 午前10時00分 |           |      | 的 野 信 之 |         |      |
|                         | 閉 会 開 議            |           |      | 議 長     |         |      |
|                         | 令和8年1月22日 午後12時03分 |           |      | 的 野 信 之 |         |      |
| 出席及び<br>欠席議員            | 議席番号               | 氏 名       | 出欠の別 | 議席番号    | 氏 名     | 出欠の別 |
|                         | 1                  | 許 斐 英 幸   | 出    | 11      | 栗 田 美 和 | 出    |
|                         | 2                  | 田 中 二 三 輝 | 出    | 12      | 西 藤 典 子 | 出    |
|                         | 3                  | 星 正 彦     | 出    | 13      | 篠 原 哲 哉 | 出    |
|                         | 4                  | 宇 田 川 亮   | 出    |         |         |      |
|                         | 5                  | 野 口 美 恵 子 | 出    |         |         |      |
|                         | 6                  | 新 谷 留 晴   | 出    |         |         |      |
|                         | 7                  | 的 野 信 之   | 出    |         |         |      |
|                         | 8                  | 石 井 大 輔   | 出    |         |         |      |
|                         | 9                  | 許 斐 潤 一 郎 | 出    |         |         |      |
|                         | 10                 | 有 働 徳 仁   | 出    |         |         |      |
| 会議録署名議員                 | 12                 | 西 藤 典 子   | 13   | 篠 原 哲 哉 |         |      |

| 職務出席                                   | 議 会 事 務 局 長                         | 武 谷 朋 視   | 出 | 議 会 事 務 局 次 長  | 寺 本 理 恵 | 出 |
|--|-------------------------------------|-----------|---|----------------|---------|---|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                                 | 岡 崎 邦 博   | 出 | 副 町 長          | 折 尾 敏 敏 | 出 |
|  | 教 育 長                               | 外 園 哲 也   | 出 | 総 務 課 長        | 梶 栗 恭 輔 | 出 |
|  | まちづくり<br>課 長                        | 高 橋 奈 美 江 | 出 | 管 財 課 長        | 石 田 正 樹 | 出 |
|  | 税 務 保 険<br>課 長                      | 石 田 克     | 出 | 住 民 環 境<br>課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 |
|  | 福 祉 人 権<br>課 長                      | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | 健 康 こども<br>課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 |
|  | 産 業 振 興 課<br>長 兼 農 業 委<br>員 会 事 務 局 | 柴 田 隆 臣   | 出 | 都 市 整 備<br>課 長 | 神 谷 徹   | 出 |
|  | 会 計 課 長                             | 小 長 光 弘 平 | 出 | 上 下 水 道<br>課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
|  | 教 育 課 長                             | 森 永 健 一   | 出 |                |         |   |
|  |                                     |           |   |                |         |   |
|  |                                     |           |   |                |         |   |
| 議 事 日 程                                | 別 紙 の と おり                          |           |   |                |         |   |
| 付 議 事 件                                | 別 紙 の と おり                          |           |   |                |         |   |
| 会 議 経 過                                | 別 紙 の と おり                          |           |   |                |         |   |

# 令和8年 第1回 鞍手町議会臨時会 議事日程

1月22日 午前10時開議

## 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 令和7年度 鞍手町一般会計補正予算（第5号）

令和8年1月22日 第1回臨時会を開会した。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

ただいまから令和8年第1回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております「専決処分の報告（損害賠償の決定及び当該決定に伴う和解）」「専決処分の報告（隣保館施設整備事業 舟川隣保館 建設工事請負契約の変更 第1回」を送信していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。日程は、お手元に送信しているとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番議員、西藤典子議員及び13番議員、篠原哲哉議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。今期、臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。日程第3、議案第1号及び日程第4、議案第2号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長

日程第3議案第1号及び日程第4議案第2号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3議案第1号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和7年人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、令和7年12月24日に公布されたことに伴い、「鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例」について改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、令和7年4月に遡及し、初任給を始め若年層に重点をおいた月例給の改定として、給料月額の引き上げ及び通勤手当の改定をしております。

また、令和7年12月分の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げております。なお、令和8年度からの期末・勤勉手当の支給割合も同じく改定し、現行の4.6月分から0.05月分引き上げ、年間4.65月分としております。

また、会計年度任用職員につきましても、一般職の職員の給料表を準用しているため同様の改定となります。

次に、日程第4、議案第2号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、令和7年の人事院勧告により国家公務員の給与が平均3.3%、期末・勤勉手当でそれぞれ0.025月分増額改定されたことにより、本町の職員給与条例も改正することとし、給与費全般において補正を行っております。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした食料品価格高騰対策給付金給付費のほか、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金等を財源とした物価高対応子育て応援手当費の予算を追加しております。

主な事業内容につきましては、国の強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受

けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれた国の令和7年度補正予算が成立したことにより、本町においてもこの交付金の交付限度額が通知されております。

この重点支援交付金には、食料品の物価高騰に対する特別加算がされており、加算分については食料品の物価高騰による負担を軽減するために、必要な支援を市町村の実情に応じて実施することが必須項目とされております。そのため、食料品の価格高騰を踏まえた本町の独自支援策について検討を重ねた結果、全町民に対して、1人当たりに一律1万3千円の現金を給付することとし、歳出の2款総務費での給付に要する関連費用として、1億9,708万3千円を追加しております。

次に、3款 民生費で、同じく国の経済対策において、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、0歳から高校3年生までのこども1人当たりに一律2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するとされたことから、その支給に要する関連費用として、4,325万1千円を追加しております。

また、昨今の物価高騰を受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、一時預かり事業及び延長保育事業を行う鞍手あゆみ認定こども園と、鞍手のぞみ認定こども園、病児保育事業及び子育て短期支援事業を行う鞍手乳児院、放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブに対し、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費について補助を行うため、事業継続支援事業費補助金として、合計で35万円を追加しております。

同じく、民生費で、鞍手あゆみ認定こども園及び鞍手のぞみ認定こども園に対し、光熱費の上昇分相当額を支援するため、保育所等物価高騰対策費補助金として、18万4千円を追加しております。

次に、4款 衛生費で、産後ケア事業を行う鞍手乳児院に対し、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費について補助を行うため、事業継続支援事業費補助金として、2万5千円を追加しております。

一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や、16款 県支出金で所要の補正を行っております。そして、これらの要因により生じた財源不足額3,489万5千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ2億5,973万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ110億6,859万4千円としております。

以上が、日程第3議案第1号及び日程4議案第2号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○的野信之議長

これから質疑を行います。議案第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第2号について、まず歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。1款議会費及び2款総務費について、14ページから23ページまで質疑ありませんか。田中議員。

#### ○2番（田中二三輝議員）

16ページから19ページにかけて、食料品等の物価高騰対策の関係ですが、まずこの支給時期と基

準日等もあると思うので、まずそこを教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

まず支給時期については、本日可決をいたしましたら早急に準備に取りかかり、2月初旬に各世帯宛てに、この給付金の申請書を送付いたします。

その申請書には町の方で把握しています世帯主の方の口座情報が分かる方については、事前に口座情報を持せて、それに変更がなければ、変更なしで申請書を返送していただきます。それを受けまして、支給は3月中旬以降に考えております。それから今回の給付対象者の基準日につきましては、令和8年2月1日に基準日を定める予定としております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

先ほどの提案説明によりますと、この分につきましては全町民というふうになっています。その基準日時点でお出生した方、要するに基準日の前に出生して、届出まで何週間かあると思うので、その間もしくはその日に出生した子どもというのはどういうふうな形で扱うのですか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

基準日は2月1日ということで、2月1日までに生まれた新生児の方についても対象となります。届出等が2月1日以降の方については、職員の方でその新たに町民となった方の情報を追いかけて、追加で給付対象者として、新生児の方は取り扱うように考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今、歳出だけなのですから、5ページに、繰越明許の補正も入っています。これ期限はいつぐらいを想定しているのですか。その全町民に支給がいくまで続けるのか、ある一定期限を区切って支給するのか、そこはどのように対応するのかをお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

本給付金の支給の期限につきましては、今現在、令和8年6月30日までに、申請をされた方を対象という形で考えております。以上です。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

だいたい中身については分かりました。ただこれ歳入とも関係あるのですけれども、財源が1億8千万円ということで、ただ手続き等に要する振込手数料だと郵送料だと1億9,700万円かかるということになっていますけども、これは町が単費でみないといけない部分なのでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

そういう経費についても、交付金の中で賄える分は賄うという形になるというところです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

とすれば、全部1億9,700万円を国庫補助金という形にするべきじゃないですかね。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

予算上、どうしても交付金を上回った形での歳出予算という組み方をいたしますので、結果的に交付金の額は1億8千万円使って、歳出の方は少しそれを上回る形での予算の作成の仕方という形になっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

1億8千万円で、1人、1万3千円だったら、全町民で具体的に今試算したら、どのくらいになるのか。それでプラス経費で1億8千万円内に収まるのか、国が上限を示してきているわけですから、それ以内で収めるという形になるのではないかというふうに思うのですけど、その点はどうでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

令和7年12月末の住民基本台帳に登録されている方が1万4,590名です。当然、基準日を先ほど申しましたように2月1日という形にしておりますので、その若干の増減はあろうかと思います。ただ予算を組む中で、やはり少しこの1万4,590人というところを多めに、予算組みをしておいた方がいいだろうということで、担当の方と協議しまして1万4,800人分で、今回歳出の額を決めさせていただいております。その分で若干交付限度額1億8千万円、歳入の予算を上回る形にはなっているかと思います。以上です。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。3款民生費及び4款衛生費について、22ページから35ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

29ページから31ページにかけて、これも物価高騰対策の緊急支援関係、今度は子どもの関係だと思いますが、本当は一度に聞いたかったのだけど、まず基本的に、支給開始時期と先ほども申し上げましたけども5ページの繰越明許、これも補正が入っていますのでその関係で期限をまず教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

支給日については、今回補正予算成立後、準備が整い次第、各対象児童等について2月上旬に通知をする予定しております。振込金につきましては、できるだけ速やかに、早期に支給できるよう3月上旬を予定しております。

申請期限につきましては児童手当対象児童につきましてはプッシュ型として、口座の変更等がなければ児童手当の口座に自動的には振り込みする予定です。

公務員等児童手当を支給していない方については3月末までを期限として申請していただき、また新生児につきましては、出産後4月末までを申請期限としております。

支給期限は8月末まで、基本的には6月中には申請を行っていただきたいと思っております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

提案理由の説明で、高校生っていうふうに書かれていますけれど、まず高校在学中に18歳成人になった方についての対応はどういうふうな考え方なのかというのと、高校に進学されていない、高校に在学されていない18歳未満の方への対応、これをちょっと教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

対象者につきましては平成19年4月2日からとなっておりますので、高校3年生、学年齢までが対象となっております。また、18歳以下の方でお仕事されているという方につきましても対象となっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

提案理由の説明で、高校生っていうふうになっているっていうことに、非常に我々としては疑問が生

するわけですよ。この提案理由の説明、担当課が作成したのかどうか分からぬけれど、今後、もう少し今の説明に合うような形でぜひ作成していただきたいというふうにも思いますし、学年で支給するのだったら支給するのはいいけど、民法上は、18歳で成人となるっていうふうに明記されていますので、そことの整合性、子どもではないのよね、18歳になれば成人という形なので。そこが国からの指針とか何かがあるのか、それとも本町が独自でやはり高校に在学しているということであれば支給しようというふうに考えたのか。そしてさらに高校在学じゃなくて、就業されていらっしゃる方もその年齢の範囲内であれば支給しようと決めたのか。その辺はどうなのですか。国の指針なのか、本町独自なのか、そこを教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

国の方から0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円という通知がきており、また生年月日につきましても平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子どもと決められており、その通りにしております。以上です。

○2番（田中二三輝議員）

3月31日ですか。おかしいでしょう。4月1日生まれは同学年になるはずですよ。なぜ3月31日で学年齢を切っているのか。それ国の方がおかしいのかどうなのか、早急、確認をとってもらわないと、高校生という子たちにはならないと思うよ。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

国からの通知がそうなっております。

○2番（田中二三輝議員）

いやだから国からの通知がって言うのだったらおかしいでしょう。高校生っていうのが。

○沼野葉子健康こども課長

高校生の方は平成19年4月2日からということで、高校3年生、学年齢が平成19年4月2日からとなっておりますので、対象となっております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○的野信之議長

次に進みます。6款農林水産業費から10款教育費について、34ページから49ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。次に歳入に入ります。10ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。10ページから13ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは歳入・歳出全般について質疑はありませんか。篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

繰越明許費についてですが、先ほど、田中議員の質問に対して、支給日が3月中旬、3月上旬ということでおざいます。この表を見ますと、全額繰り越していますよね。全額繰り越しということは、4月以降

が支給日になっていると見えるのですよ。こういう補正をするのはおかしいと思うのですが、今回出す必要はなかったのではないかと思います。3月の補正で、令和7年度の金額がある程度固まった時点で、3月に払う分、4月以降に払う分を分けて、繰越明許費を予算計上した方が良かったのではないかと思うのですがいかがですか。

○的野信之議長 ここで休憩をいたします。

—— 休憩 10時26分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 10時40分 ——

○的野信之議長 休憩前に引き続き会議を再開します。総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

先ほどの篠原議員のご質問につきまして、回答をさせていただきます。

財務摘要上もこの繰越明許費の設定における金額のところの要領につきましては、あくまでもこの明許費の額っていうところは限度額であって、必ず繰り越す額ではないというようなところもございまして、繰越明許費として予算全額を掲げることも通常だというような財務摘要上もございましたので、基本的にはそれに沿って、今回全額を繰越明許費としてあげさせていただいております。

それから先ほど言いましたように、3月中に一度払えればいいのですが、何らかの事情等で給付が遅れる場合もあるかと思います。4月にずれ込むとかですね、そういったことも勘案いたしまして、全額を繰越明許費として計上させていただいている。以上です。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。その他、補正予算全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。これより委員会審査のためしばらく休憩します。

—— 休憩 10時42分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 11時57分 ——

○的野信之議長

休憩前に引き続き会議を再開します。日程第3議案第1号および日程第4議案第2号の2件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第1号および議案第2号の2件について、本日当委員会におきまして審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告致します。

議案第1号、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、令和7年、人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

執行部から議案書に基づき、補正説明を受け審査いたしました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に議案第2号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第5号は、議案第1号の職員の給与等条例の改定に伴い、給与費全般について追加補正するものであります。また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする食品価格高騰対策給付金給付費のほか、国の物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金等を財源として予算を追加補正するものであります。

執行部から議案書に基づき補正説明を受け、多数の質問があり、執行部回答のもと審査いたしました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第1号、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第2号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。  
以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって令和8年第1回臨時会を閉会します。

――閉会 12時03分――  
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 西藤典子

議員 篠原哲哉